

建設工事の入札に係る最低制限価格の改定について

養父市では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式の改正等を踏まえ、最低制限価格の算定式を下記のとおり改定する。

1 目的

公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図ることを目的とする。

2 内容

建設工事の入札における最低制限価格を改定し公表する。

対象工事は、予定価格が 130 万円を超えるもの

現 行	改定後
<p>1 予定価格算出の基礎となった 直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×<u>0.55</u> ただし、上記の算出額が予定価格算出の基礎となった価格の ・0.92 を超える場合は、0.92 とする。 ・0.75 に満たない場合は、0.75 とする。</p> <p>2 特別なものは、予定価格算出の基礎となった価格の 0.75 から 0.92 の範囲内</p> <p>上記により算出された価格について、実施設計額(税抜)が 30,000 千円未満の場合は万円単位未満切捨 30,000 千円以上 100,000 千円未満の場合は 10 万円単位未満切捨 100,000 千円以上の場合は 100 万円単位未満切捨とする。</p>	<p>1 予定価格算出の基礎となった 直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×<u>0.68</u> ただし、上記の算出額が予定価格算出の基礎となった価格の ・0.92 を超える場合は、0.92 とする。 ・0.75 に満たない場合は、0.75 とする。</p> <p>2 特別なものは、予定価格算出の基礎となった価格の 0.75 から 0.92 の範囲内</p> <p>上記により算出された価格について、実施設計額(税抜)が 30,000 千円未満の場合は万円単位未満切捨 30,000 千円以上 100,000 千円未満の場合は 10 万円単位未満切捨 100,000 千円以上の場合は 100 万円単位未満切捨とする。</p>

3 実施時期

令和 4 年 10 月 1 日以降、入札公告・入札通知を行うものから適用する。